

# ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

こども基本法が令和5年4月に施行されていますが、その中に、こどもの意見表明や社会参加、施策への意見の反映などの規定があります。また、現在の取組として「こども若者★いきいきぱらす」があります。

今回はこれらをご説明します。

「こども基本法」(こども家庭庁 HP) <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

なお、こども基本法では、「こども」や「こども施策」の定義は以下のようになります。

「こども」(第2条第1項);「心身の発達の過程にある者」であり、18歳や20歳など、一定の年齢による上限はありません。

「こども施策」(第2条第2項);「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」であり、「一体的に講ずべき施策」には教育施策も含まれるので、「こども施策」には教育施策も含まれます。

## 1. こどもの意見表明、社会参加、意見尊重

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

### (1) こどもの意見表明、社会参加(第3条第3号)

こども基本法には、6つの基本理念が掲げられています。そのうちの1つとして、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こども意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会を確保されることを規定しています。

### (2) こどもの意見の尊重(第3条第4号)

6つの基本理念の1つとして、こども自身に直接関係する事項以外であっても、こどもの意見が、その年齢や発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定しています。

なお、「最善の利益が優先して考慮されること」は、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することです。こどもの意見がその年齢や発達の程度に応じて尊重すべきものであっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難い場合には、こどもの意見とは異なる結論になることがあります。

## 2. こども施策に対するこども等の意見の反映(第11条)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

国や地方公共団体が、こども施策の策定などに当たり、こどもや子育て当事者などの意見を幅広く聴いて反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。国や地方公共団体は、当該施策の目的などを踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなります。

なお、こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的などの考慮要素と比較衡量して合理的な判断をした結果、こどもの意見とは異なる結論になることはあります。

教育委員会が施策を進めるに当たって考慮しなければならない規定です。

## 3. 「こども若者★いきいきぱらす」で図書館に関する意見を募集中

### (1) こども家庭庁「こども若者★いきいきぱらす」

こども家庭庁では、こどもが意見表明や社会参加ができる場として、「こども若者★いきいきぱらす」に取り組んでいます。 <https://www.kodomo.cfa.go.jp/iken-plus/>

### (2) 「みんなが使いたい「学校図書館」ってどんな図書館?」をテーマに意見募集

教育施策に関するものとして、標記をテーマに、小学校4年生から高校生世代を対象とし、2月8日(日)までアンケートを行っています。ご参加ください。 <https://ikenplus.cfa.go.jp/announcements/okxe4dxl1jttbmw>